

Q 1 (万博記念公園における指定管理者制度の導入)

万博記念公園における指定管理者制度の導入について伺う。

府では、昨年 12 月に府立万博記念公園の指定管理候補者を選定し、今議会に指定管理者指定の議案が提出されている。

指定管理者の募集においては、公募開始時に、府から指定管理者に支払う管理委託料の上限となる「参考価格」を示し、これに対して、応募者は指定管理業務に関する収支計画書や管理委託料について提案する仕組みである。

このたびの指定管理候補者については、この管理委託料が 0 円、すなわち府からの管理委託料は無しで、指定管理業務を行うとの提案があったとのこと。

については、府立万博記念公園の指定管理者の募集に際し、参考価格をどのように設定したのか、また、管理委託料が 0 円との提案であったが、管理レベルを落とすことなく管理運営ができるのか、万博記念公園担当副理事に伺う。

- 指定管理者の公募時に示した参考価格は、指定管理業務の実施に際して想定される支出額と収入額を算出し、これらの差額である支出超過分を示したものであり、この額が、府から支払う管理委託料の上限となる。
- 具体的には、参考価格のうち、支出は、実勢価格等をもとに維持管理費や運営管理費を積み上げ、1 年間で約 17 億 3 千万円と設定し、収入は、平成 28 年度の使用料収入等の実績を基本として、これに太陽の塔内部公開などによる来園者増の要素を加え、1 年間で約 16 億円と設定した。
- これらの差額である約 1 億 3 千万円を府から支払う年間の管理委託料の上限として提示したところ、委員お示しのとおり、指定管理候補者からは 0 円の提案であった。
- この約 1 億 3 千万円は、年間の支出総額約 17 億 3 千万円の約

7.7%に相当する額であるが、このたびの指定管理候補者は、自社が持つノウハウと創意工夫により、来園者や駐車場など各種施設の利用者増によって収入を増やすことで、これを賄い、管理委託料が無くとも管理運営を行うことができると判断し、提案されたものである。

- また、利用者案内や広報をはじめ、清掃や警備に充てる経費を十分に見込んだ提案となっていることから、公園の管理水準を落とすことなく、管理運営が行われるものと考えているところ。

- こうした内容を踏まえ、選定審査にあたった指定管理者選定委員会においても、維持管理の水準は確保されると判断されており、委託料0円でも万博記念公園の管理レベルを落とすことなく、管理運営が行われるものと考えている。

Q 2 (万博記念公園における指定管理者制度の導入)

委託料無しであることは、財政面では喜ばしいこととは思う。しかしながら、指定管理者による管理が始まった後、応募時に想定していた収支どおりとならず、収支が相当悪化する事態を招いたとき、指定管理者がコスト削減をして公園の管理レベルが低下し、それによって、公園利用者へ提供するサービスに影響が出るのではないかと心配している。

万博記念公園には、現在でも多くの方々が訪れ、その良さを世界に向けて発信していることと取り組んでおられる中、サービスの低下によって信用を失うようなことになれば、これまでの取り組みが水の泡になってしまう。まして、指定期間は10年間と他の指定管理施設より長く設定しているため、指定管理者制度への移行後も、府として、指定管理者の収支等をより入念にチェックしていくべきと思う。

については、指定管理業務の実施状況をどのように確認していくのか、また、指定管理業務が不十分と思われる場合にはどのような措置をとるのか、万博記念公園担当副理事に伺う。

- 指定管理業務の実施については、毎年度、指定管理者から、施設の運営や補修・修繕に関する年間計画をはじめ、収支計画や管理体制、イベントなどについて府と協議し、事業実施計画書を作成してもらう仕組みである。
- また、指定管理業務を適正に実施しているかどうかを確認するため、原則毎月、指定管理者による自己点検、及び、府職員による履行確認を実施することとしている。
- さらに、指定期間中の年度ごとに、収支の状況も含め、管理運営や事業実施状況等について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリングを実施することとしている。
この委員会での評価結果や意見等を踏まえ、次年度業務に反映することとし、指定管理業務の水準を高めていく。

⇒次

- こうした、指定管理業務の実施状況等に関する確認を行なう中で、改善すべき点があった場合には、その履行を求め、あるいは必要な指示を行い、府として、適切な管理運営が行われるよう努めてまいる。

- なお、制度上は、公園の管理運営に支障をきたし、施設の設置目的を達成できないと思われるような場合には、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたり、指定管理者の指定を取り消すことができることとなっている。

Q3（旧国際児童文学館の活用）

つづいて、万博記念公園の一角にある「旧国際児童文学館」の活用についてお伺いする。

旧国際児童文学館は、もともと教育委員会が所管する施設であったが、平成21年12月に閉鎖し、平成23年1月からは、府の公文書の書庫として使用されている。

建物内には、児童文学に関する図書や資料などを収納していた書庫があったことから、閉鎖後は、このスペースを活用して公文書の保存のために使用してきたと聞いているが、建物内には「講堂」や「こども室」といった、活用されていないスペースもまだある。

また、建物の立地場所は、公園の池を目の前にした、絶好のロケーションに位置しており、現状の使われ方では、非常にもったいないと思うし、本来は、府民が利用できる施設として有効活用すべきである。

建物の老朽化が進み、改修するには相当な費用が発生すると聞いており、有効活用していくには慎重な検討を要することは理解するが、しかしながら、今回の指定管理者の管理範囲外となっていることもあり、有効活用されずに月日が経過して、放置されたままになってしまうのではないかと危惧している。

太陽の塔の内部公開をはじめ、万博記念公園の魅力を高める取組みを進めている一方で、旧国際児童文学館が今のような使われ方では、世界第一級の文化・観光拠点を目指している万博記念公園の価値を下げることにもなる。

については、旧国際児童文学館の有効活用について、万博記念公園を管理する立場としてどのように考えているのか、担当副理事の所見を伺う。

- 旧国際児童文学館の有効活用については、平成27年度に府が策定した「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」

において、「アイデア募集や事業コンペの実施等を検討する」と示しており、施設の有効活用を図ることは重要であると認識。

- このような認識のもと、これまで、民間事業者の事業ニーズを把握するため、施設活用の可能性についてアイデア募集を実施するとともに、事業者の現地案内やヒアリング、関係部局との調整など、施設の有効活用について検討を進めてきた。

⇒次

- 民間事業者からは、議員お示しのとおり、広くご利用いただく施設として有効活用するためには、老朽化している建物や設備の改修が必要となり、これらの費用負担が課題であるとの声もあったところ。
- 今後、指定管理者による具体的な事業実施計画等も踏まえながら、どのような活用方策がエリア全体にとって望ましいかを見極めるとともに、引き続き関係部局と協議しながら、改修費用の負担のあり方も含め、公園管理者として、有効活用について検討を進めてまいる。